

2010年度 事業報告

事業項目	事業内容	2009年度実績	2010年度実績
I. 無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動			
I-1. 無償資金協力関連事業			
(1) 貧困農民支援調査	貧困農民支援調査	(新規) 10件	(新規) 1件
(2) 貧困農民支援調達監視	貧困農民支援調達監視	(新規) 12件 / (継続) 13件	(新規) 8件 / (継続) 14件
(3) 食糧援助調達監視	食糧援助調達監視	(新規) 27件 / (継続) 14件	(新規) 19件 / (継続) 24件
(4) 草の根文化無償調査	草の根文化無償要請書解析等	(新規) 1件	(新規) 1件
(5) 一般文化無償調査	一般文化無償事前調査等	(新規) 1件	(新規) 1件
(6) 文化無償フォローアップ調査	一般文化無償フォローアップ・修繕等調査	(新規) 1件	—
(7) 文化無償実施促進	調達監視業務 入札補助業務	(新規) 12件 (新規) 0件 / (継続) 12件	(新規) 15件 (新規) 0件 / (継続) 4件
(8) ノン・プロジェクト無償調達監視	ノン・プロジェクト無償調達監視	(新規) 17件 / (継続) 46件	(新規) 5件 / (継続) 40件
(9) 緊急無償調達監視	緊急無償調達監視	(新規) 3件 / (継続) 13件	(新規) 1件 / (継続) 14件
(10) 紛争予防・平和構築無償調達監視	紛争予防・平和構築無償調達監視	(新規) 4件 / (継続) 2件	(新規) 3件 / (継続) 6件
(11) 防災・災害復興支援無償調達監視	防災・災害復興支援無償調達監視	(新規) 1件 / (継続) 3件	(新規) 1件 / (継続) 3件
(12) コミュニティ開発支援無償調達監視	コミュニティ開発支援無償調達監視	(新規) 10件 / (継続) 11件	(新規) 5件 / (継続) 21件
(13) 環境プログラム無償調達監視	環境プログラム無償調達監視	(新規) 22件 / (継続) 1件	(新規) 46件 / (継続) 22件
(14) 無償資金協力に係る事前の調査	事前の調査 (紛争予防・平和構築無償、防災・災害復興支援無償 / コミュニティ開発支援無償 / 環境プログラム無償)	37件	11件
I-2. 技術協力関連事業			
(1) 本邦及び現地調達支援	供与機材本邦 / 現地調達支援	(新規) 1件 / (継続) 1件	(新規) 0件 / (継続) 1件
(2) 医療特別支援	医療特別支援 機材計画調査	(新規) 1件	(新規) 1件
(3) 専門家の派遣	専門家派遣	(新規) 0人 / (継続) 1人	(新規) 0人 / (継続) 1人
I-3. 借款関連事業			
(1) 借款調達関連書類照合	調達関連書類の照合・業務セミナー	(新規) 2件	(新規) 2件
(2) 借款調査	調達監視支援	(継続) 1件	—
(3) 借款事業強化	調達監視強化	(新規) 1件	(新規) 1件
II. 国際機関、外国政府及びその他の国際協力に携わる機関が実施する国際協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動			
国際機関等事業	国際機関等事業	(新規) 1件 / (継続) 5件	(新規) 0件 / (継続) 4件
III. フォローアップ及びアフターケア活動			
医療情報センター運営	無償資金協力医療機材等 維持管理情報センター	(新規) 1件	(新規) 1件
IV. 国際協力事業を効果的に実施するための調査・研究			
IV-1. 無償資金協力調査・研究事業			
(1) 無償事業費積算・設計審査	事業費積算・設計審査業務	(新規) 2件	—
(2) 無償基礎調査	無償基礎調査	(新規) 1件 / (継続) 1件	(新規) 0件 / (継続) 1件
(3) 無償情報整備	積算データベース構築支援	(新規) 1件 / (継続) 1件	—
IV-2. その他調査・研究事業			
(1) JICS基盤整備のための調査・研究事業	JICS基盤整備のための調査・研究事業	(新規) 1件	—
V. 国際協力事業推進のための啓発・支援活動			
広報活動	ホームページ更新	随時	随時
	広報誌「JICS REPORT」発行	3回発行	4回発行
	年報発行	和・英版	和・英版
	国際協力関連情報誌記事掲載	随時	随時
	国際協カイベント出展	3回	3回
	20周年誌発行	和文版	—
	JICS事業紹介DVD作成 (200枚)	vol. 1	—
VI-1. その他本財団の目的を達成するために必要な事業			
NGO支援	支援団体	11団体	13団体
産油国石油精製技術等対策事業費補助金制度による機材調達	サウジ自動車技術高等研修所計画	(新規) 2件	—
プロジェクト支援事業	JICS調達監視業務実施プロジェクトへ必要な備品・図書等の寄贈	—	12件
VI-2.			
経済産業省補助金事業	経済産業省補助金事業	—	1件

2010年度 収支計算書

(2010年4月1日から2011年3月31日まで)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入	4,005,849	4,069,000	△ 63,151
基本財産利息収入	4,005,849	4,069,000	△ 63,151
②事業収入	3,215,363,901	3,196,697,847	18,666,054
無償資金協力関連事業収入	2,821,900,401	2,809,521,006	12,379,395
技術協力関連事業収入	190,433,307	187,957,392	2,475,915
借款関連事業収入	94,081,050	90,232,950	3,848,100
無償資金協力調査・研究事業収入	5,988,000	5,988,000	0
国際機関等関連事業収入	102,061,085	102,058,619	2,466
その他受託事業収入	0	0	0
雑収入	900,058	939,880	△ 39,822
③補助金等収入	27,252,017	24,394,603	2,857,414
国庫補助金収入	27,252,017	24,394,603	2,857,414
事業活動収入計 (A)	3,246,621,767	3,225,161,450	21,460,317
2. 事業活動支出			
①事業費支出	2,989,110,413	2,880,044,816	109,065,597
無償資金協力関連事業費支出	1,200,723,093	1,126,650,642	74,072,451
技術協力関連事業費支出	41,824,381	42,706,930	△ 882,549
借款関連事業費支出	31,579,548	30,954,285	625,263
無償資金協力調査・研究事業費支出	580,000	580,000	0
国際機関等関連事業費支出	14,522,308	12,037,709	2,484,599
その他受託事業費支出	22,732,647	20,601,527	2,131,120
広報等事業費支出	29,199,536	28,435,582	763,954
NGO活動支援事業費支出	11,471,733	11,475,483	△ 3,750
プロジェクト支援事業費支出	9,560,000	8,059,700	1,500,300
情報基盤整備費支出	174,056,684	161,561,935	12,494,749
事業部人件費支出	1,439,622,384	1,424,382,139	15,240,245
共通事業費支出	13,238,099	12,598,884	639,215
②管理費支出	650,207,199	653,214,294	△ 3,007,095
人件費支出	269,608,404	277,961,328	△ 8,352,924
一般管理費支出	380,598,795	375,252,966	5,345,829
事業活動支出計 (B)	3,639,317,612	3,533,259,110	106,058,502
事業活動収支差額 (C) = (A) - (B)	△ 392,695,845	△ 308,097,660	△ 84,598,185
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①基本財産取崩収入	0	0	0
②特定資産取崩収入	246,626,733	246,626,733	0
③固定資産売却収入	7,833,826	7,906,479	△ 72,653
④敷金・保証金戻り収入	12,153,273	11,653,273	500,000
⑤前払年金費用戻り収入	0	0	0
投資活動収入計 (D)	266,613,832	266,186,485	427,347
2. 投資活動支出			
①基本財産取得支出	0	0	0
②特定資産支出	10,758,625	10,756,875	1,750
③固定資産取得支出	70,873,381	78,409,569	△ 7,536,188
④投資有価証券取得支出	0	0	0
⑤敷金・保証金支出	2,539,195	1,039,195	1,500,000
投資活動支出計 (E)	84,171,201	90,205,639	△ 6,034,438
投資活動収支差額 (F) = (D) - (E)	182,442,631	175,980,846	6,461,785
当期収支差額 (G) = (C) + (F)	△ 210,253,214	△ 132,116,814	△ 78,136,400
前期繰越収支差額 (H)	350,715,449	350,715,449	0
次期繰越収支差額 (G) + (H)	140,462,235	218,598,635	△ 78,136,400

2010年度 貸借対照表

(2011年3月31日現在)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	187,336,824	48,889,209	138,447,615
未収金	186,365,146	682,225,343	△495,860,197
前払費用	27,760,666	25,038,299	2,722,367
立替金	33,420	26,590	6,830
仮払金	39,809,139	52,416,161	△12,607,022
流動資産合計	441,305,195	808,595,602	△367,290,407
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立預金	137,000,000	137,000,000	0
基本財産投資有価証券	250,000,000	250,000,000	0
基本財産合計	387,000,000	387,000,000	0
(2) 特定資産			
システム開発積立資産	0	119,823,000	△119,823,000
事務所移転積立資産	0	25,880,000	△25,880,000
NGO支援積立資産	10,000,000	10,000,000	0
プロジェクト支援事業積立資産	0	6,000,000	△6,000,000
案件形成・事業開拓等積立資産	12,000,000	12,000,000	0
賞与引当資産	0	78,717,858	△78,717,858
役員退職慰労引当資産	756,875	6,205,875	△5,449,000
特定資産合計	22,756,875	258,626,733	△235,869,858
(3) その他固定資産			
車輛運搬具	14,581,286	19,872,899	△5,291,613
建物附属設備	93,377,180	85,498,023	7,879,157
什器備品	30,911,480	53,733,796	△22,822,316
ソフトウェア	105,795,011	126,777,250	△20,982,239
敷金・保証金	148,352,040	158,966,118	△10,614,078
長期前払費用	11,413,156	9,208,619	2,204,537
前払年金費用	3,069,983	3,069,983	0
投資有価証券	3,956,731	4,730,007	△773,276
その他固定資産合計	411,456,867	461,856,695	△50,399,828
固定資産合計	821,213,742	1,107,483,428	△286,269,686
資産合計①	1,262,518,937	1,916,079,030	△653,560,093
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	140,111,269	308,649,182	△168,537,913
業務損失引当金	73,714,040	73,714,040	0
賞与引当金	72,750,716	78,717,858	△5,967,142
預り金	9,844,575	10,513,113	△668,538
短期借入金	0	60,000,000	△60,000,000
流動負債合計	296,420,600	531,594,193	△235,173,593
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	0	0
役員退職慰労引当金	756,875	6,205,875	△5,449,000
固定負債合計	756,875	6,205,875	△5,449,000
負債合計②	297,177,475	537,800,068	△240,622,593
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出捐金	372,000,000	372,000,000	0
指定正味財産合計	372,000,000	372,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(372,000,000)	(372,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	593,341,462	1,006,278,962	△412,937,500
(うち基本財産への充当額)	(15,000,000)	(15,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(22,000,000)	(173,703,000)	(△151,703,000)
正味財産合計① - ②	965,341,462	1,378,278,962	△412,937,500
負債及び正味財産合計	1,262,518,937	1,916,079,030	△653,560,093

2010年度 正味財産増減計算書

(2010年4月1日から2011年3月31日まで)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	3,295,724	3,446,144	△150,420
基本財産受取利息	3,295,724	3,446,144	△150,420
②事業収益	3,196,769,369	3,633,600,736	△436,831,367
無償資金協力関連事業収益	2,809,521,006	2,852,435,066	△42,914,060
技術協力関連事業収益	187,957,392	212,570,493	△24,613,101
借款関連事業収益	90,232,950	117,478,000	△27,245,050
無償資金協力調査・研究事業収益	5,988,000	267,684,000	△261,696,000
国際機関等関連事業収益	102,058,619	179,661,654	△77,603,035
その他受託事業収益	0	1,867,536	△1,867,536
雑収益	1,011,402	1,903,987	△892,585
③受取補助金等	24,394,603	206,628,800	△182,234,197
受取国庫補助金	24,394,603	206,628,800	△182,234,197
経常収益計(A)	3,224,459,696	3,843,675,680	△619,215,984
(2) 経常費用			
①事業費	2,968,247,257	3,061,003,798	△92,756,541
無償資金協力関連事業費	1,140,732,535	1,194,723,853	△53,991,318
技術協力関連事業費	42,706,930	43,530,004	△823,074
借款関連事業費	30,954,285	34,311,273	△3,356,988
無償資金協力調査・研究事業費	580,000	3,348,921	△2,768,921
国際機関等関連事業費	12,037,709	24,290,186	△12,252,477
その他受託事業費	20,601,527	188,383,238	△167,781,711
広報等事業費	32,349,581	23,665,463	8,684,118
NGO活動支援事業費	11,475,483	11,331,309	144,174
プロジェクト支援事業費	8,059,700	0	8,059,700
情報基盤整備費	162,849,775	151,703,737	11,146,038
事業部人件費	1,424,382,139	1,302,833,540	121,548,599
共通事業費	81,517,593	82,882,274	△1,364,681
②管理費	663,662,609	621,136,234	42,526,375
人件費	272,512,328	238,833,017	33,679,311
一般管理費	391,150,281	382,303,217	8,847,064
経常費用計(B)	3,631,909,866	3,682,140,032	△50,230,166
当期経常増減額(C) = (A) - (B)	△407,450,170	161,535,648	△568,985,818
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①固定資産売却益	2,964,015	0	2,964,015
経常外収益計	2,964,015	0	2,964,015
(2) 経常外費用			
①固定資産売却損	88,270	0	88,270
②固定資産除却損	8,363,075	0	8,363,075
経常外費用計	8,451,345	0	8,451,345
当期経常外増減額(D)	△5,487,330	0	△5,487,330
当期一般正味財産増減額(E) = (C) + (D)	△412,937,500	161,535,648	△574,473,148
一般正味財産期首残高(F)	1,006,278,962	844,743,314	161,535,648
一般正味財産期末残高(G) = (E) + (F)	593,341,462	1,006,278,962	△412,937,500
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益	3,550,000	2,754,384	795,616
基本財産受取利息	3,550,000	2,754,384	795,616
②一般正味財産への振替額	△3,550,000	△2,754,384	△795,616
一般正味財産への振替額	△3,550,000	△2,754,384	△795,616
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	372,000,000	372,000,000	0
指定正味財産期末残高(H)	372,000,000	372,000,000	0
III 正味財産期末残高(G) + (H)	965,341,462	1,378,278,962	△412,937,500

2010年度 キャッシュ・フロー計算書

(2010年4月1日から2011年3月31日まで)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	△ 412,937,500	161,535,648	△ 574,473,148
2. キャッシュ・フローへの調整額			
① 減価償却費及び長期前払費用の償却額	104,000,015	53,754,649	50,245,366
② 業務損失引当金の増減額	0	73,714,040	△ 73,714,040
③ 賞与引当金の増減額	△ 5,967,142	11,120,866	△ 17,088,008
④ 退職給付引当金の増減額	0	0	0
⑤ 役員退職慰労引当金の増減額	△ 5,449,000	1,306,500	△ 6,755,500
⑥ 為替換算差額	859	1,370,098	△ 1,369,239
⑦ 未収金の増減額	495,860,197	△ 56,272,947	552,133,144
⑧ 前払費用の増減額	△ 2,722,367	△ 12,312,298	9,589,931
⑨ 立替金の増減額	△ 6,830	1,456,390	△ 1,463,220
⑩ 仮払金の増減額	12,607,022	△ 12,588,575	25,195,597
⑪ 未払金の増減額	△ 168,537,913	215,050,834	△ 383,588,747
⑫ 預り金の増減額	△ 668,538	1,066,094	△ 1,734,632
⑬ 前払年金費用の増減額	0	△ 3,069,983	3,069,983
⑭ 投資有価証券の償却額	773,276	406,993	366,283
⑮ 固定資産売却益	△ 3,035,537	△ 14,958	△ 3,020,579
⑯ 固定資産売却損	135,637	0	135,637
⑰ 固定資産除却損	8,415,449	72,379	8,343,070
小計	435,405,128	275,060,082	160,345,046
事業活動によるキャッシュ・フロー	22,467,628	436,595,730	△ 414,128,102
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
① 基本財産取崩収入	0	119,616,000	△ 119,616,000
② 特定資産取崩収入	246,626,733	212,544,032	34,082,701
③ 固定資産売却収入	7,906,479	34,039	7,872,440
④ 敷金・保証金戻り収入	11,653,273	0	11,653,273
⑤ 前払年金費用戻り収入	0	7,755,682	△ 7,755,682
投資活動収入計	266,186,485	339,949,753	△ 73,763,268
2. 投資活動支出			
① 基本財産取得支出	0	119,616,000	△ 119,616,000
② 特定資産支出	10,756,875	178,674,398	△ 167,917,523
③ 固定資産取得支出	78,409,569	227,202,480	△ 148,792,911
④ 投資有価証券取得支出	0	5,137,000	△ 5,137,000
⑤ 敷金・保証金支出	1,039,195	64,828,147	△ 63,788,952
投資活動支出計	90,205,639	595,458,025	△ 505,252,386
投資活動によるキャッシュ・フロー	175,980,846	△ 255,508,272	431,489,118
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
① 短期借入金収入	0	60,000,000	△ 60,000,000
財務活動収入計	0	60,000,000	△ 60,000,000
2. 財務活動支出			
① 短期借入金支出	60,000,000	350,000,000	△ 290,000,000
財務活動支出計	60,000,000	350,000,000	△ 290,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,000,000	△ 290,000,000	230,000,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 859	△ 1,370,098	1,369,239
V 現金及び現金同等物の増減額	138,447,615	△ 110,282,640	248,730,255
VI 現金及び現金同等物の期首残高	48,889,209	159,171,849	△ 110,282,640
VII 現金及び現金同等物の期末残高	187,336,824	48,889,209	138,447,615

(注) 1 資金の範囲: 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

沿革

1989年	4月	設立(2部4課体制)
	4月	[事務所 新宿区市谷本村町 経済協力センタービル]
	8月	技術協力仕様書作成業務、食糧増産援助実施促進調査を開始
	12月	無償資金協力現地確認調査を開始
1990年	1月	無償資金協力フォローアップ調査を開始
	4月	無償資金協力調達監理業務を開始
	11月	技術協力供与機材購送業務を開始
1991年	4月	少額資機材供与事業を開始
	11月	組織改編を実施(3部6課体制)
1992年	1月	技術協力専門家携行機材購送業務を開始
	9月	無償資金協力長期調査員派遣を開始
1993年	10月	文化無償業務、ノン・プロジェクト無償業務を開始
1994年	2月	事務所移転 [新宿区西新宿 新宿三井ビル]
	4月	組織改編を実施(3部5課5室体制)
1996年	3月	事務所移転 [渋谷区代々木 新宿三信ビル]
1997年	7月	子どもの健康無償業務を開始
1998年	1月	食糧増産援助調達監理業務を開始
	3月	緊急無償業務を開始
1999年	2月	無償資金協力医療機材等維持管理情報センターを設置
	7月	組織改編を実施(3部1室13課体制)
	10月	NGO支援事業を開始
2001年	4月	寄附行為の一部変更
2002年	4月	研究支援無償業務を開始
	6月	食糧援助調達監理業務を開始
2003年	3月	紛争予防・平和構築無償業務を開始
	4月	事務所移転 [新宿区富久町 新宿EASTビル]
	5月	組織改編を実施(3部11課体制)
	10月	日本NGO支援無償業務を開始 組織改編を実施(2室3部8課体制)
2004年	6月	組織改編を実施(3室2部3課体制)
2006年	8月	防災・災害復興支援無償業務を開始
	12月	コミュニティ開発支援無償業務を開始
2007年	1月	経営企画準備室を設置
	4月	寄附行為の一部変更
2008年	10月	組織改編を実施(4室3部11課体制)
2009年	4月	環境プログラム無償業務を開始
	7月	特別業務室を設置

役員・評議員

役員 2011年8月1日現在 五十音順(理事長及び専務理事を除く) 【任期:~2013年3月31日】

役職	氏名	現職
理事長	仲谷 徹	
専務理事	江塚 利幸	
理事	岩崎 賢二	東京海上日動火災保険株式会社 常務取締役
理事	上川 裕秀	日本航空株式会社 専務執行役員 旅客販売統括本部長
理事	竹内 正興	一般財団法人国際開発センター 理事長
理事	丸山 俊二	財団法人日本シルバーボランティアズ 理事長
監事	中尾 哲也	株式会社三菱東京UFJ銀行 経済協力部長
監事	樋之口 毅	樋之口毅税理士事務所 所長

評議員 2011年8月1日現在 五十音順(会長を除く) 【任期:~2013年3月31日】

役職	氏名	現職
評議員会会長	目黒 依子	上智大学 名誉教授
評議員	有田 典代	国際文化交流協会 事務局長
評議員	石川 信克	公益財団法人結核予防会理事、結核研究所 所長
評議員	宇井 純一	三井住友海上火災保険株式会社 専務執行役員 東京本部長 兼 東京本部 損害サポート・イノベーション本部長 金融公務営業推進本部長 兼 金融公務営業推進本部 損害サポート・イノベーション本部長
評議員	鈴木 一	社団法人海外建設協会 副会長 兼 専務理事
評議員	栩木 誠	埼玉大学教養学部 講師、学習院大学経済学部 講師、ジャーナリスト
評議員	鳥居 泰彦	慶應義塾 学事顧問
評議員	平木 俊一	日本経済性評価研究所 所長
評議員	廣野 良吉	成蹊大学名誉教授 政策研究大学院 客員教授
評議員	松本 洋	財団法人国際文化会館 理事
評議員	柳澤 賢一	独立行政法人国際交流基金 総務部長
評議員	山野 幸子	財団法人日本国際協力センター 専務理事

歴代理事長

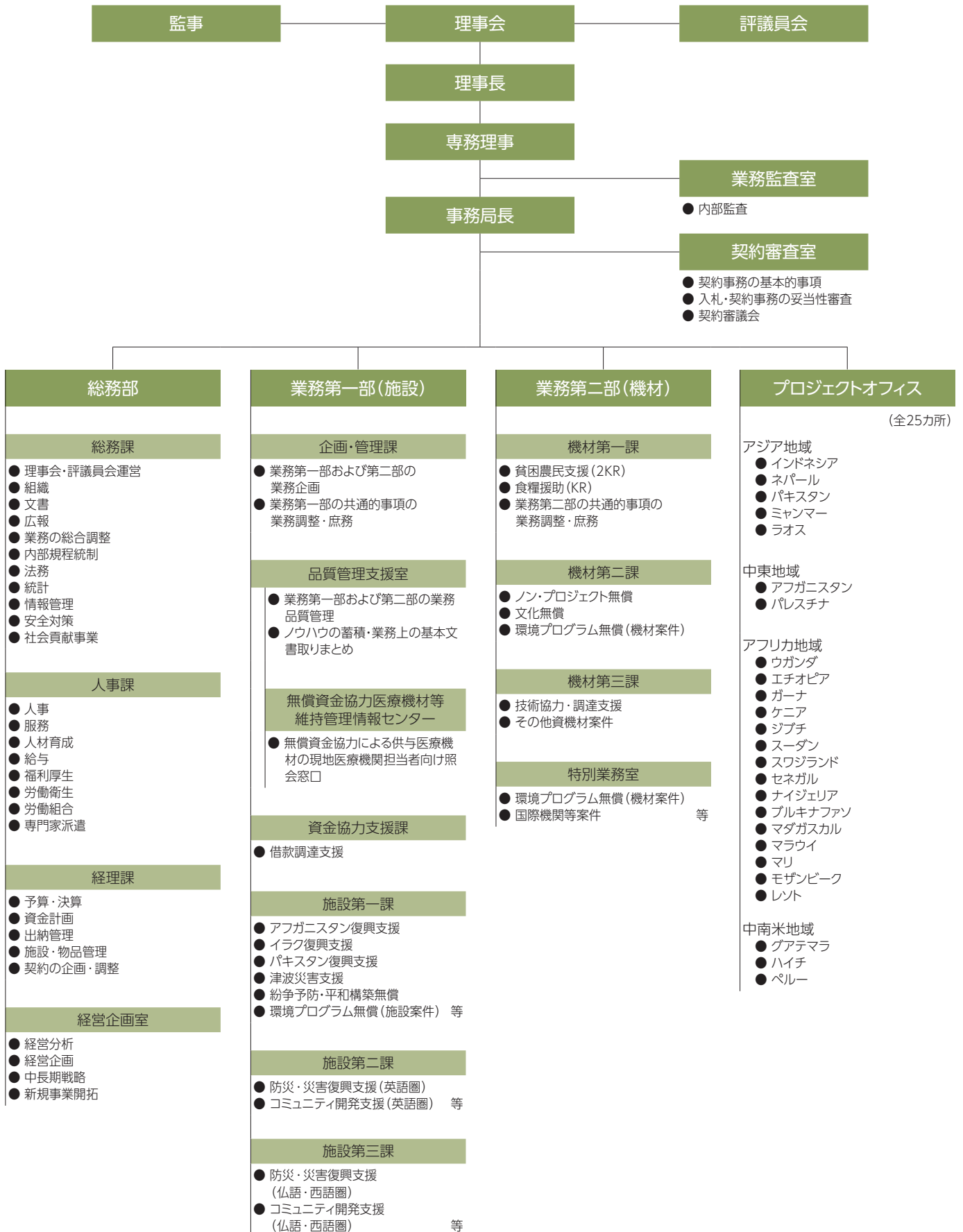
氏名	就任年月	退任年月
横田 弘	1989年4月	1991年12月
徳久 茂	1992年3月	1997年3月
野村 豊	1997年4月	2004年3月
佐々木 高久	2004年4月	2010年8月
仲谷 徹	2010年9月	現

歴代評議員会会長

氏名	所属等	就任年月	退任年月
渡辺 文夫	日本航空株式会社 名誉顧問	1989年4月	2003年3月
石川 滋	一橋大学 名誉教授	2003年4月	2005年3月
松本 洋	財団法人国際文化会館 顧問・理事	2005年6月	2009年6月
目黒 依子	上智大学 名誉教授	2009年6月	現

組織図

(2011年9月1日現在)



組織図

財団法人日本国際協力システム寄附行為

平成 元年 4月 12日	外務大臣許可第 3号
変更 平成 5年 12月 27日	外務大臣認可第 60号
変更 平成 8年 4月 17日	外務大臣認可第 16号
変更 平成 13年 4月 13日	外務大臣認可第 11号
変更 平成 15年 4月 3日	外務大臣認可第 22号
変更 平成 19年 4月 11日	外務大臣認可第 14号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本国際協力システム（以下「本財団」という。）と称し、英文ではJapan International Cooperation System（略称JICS）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本財団は、我が国の政府開発援助（ODA）を中心とする開発途上地域等に対する国際協力事業の適正かつ効率的な実施に協力することにより、一層質の高い国際協力を推進し、もって、世界経済・社会の発展と友好の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために民間企業の活動を尊重しつつ次の事業を行う。
(1) 我が国のODAのうち無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動
(2) 国際機関、外国政府及びその他の国際協力に携わる機関が実施する国際協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動
(3) 上記(1)又は(2)の事業に係る完了後のフォローアップ及びアフターケア活動
(4) 国際協力事業を効果的に実施するための調査、研究
(5) 国際協力事業推進のための啓発・支援活動
(6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 寄附金品
(3) 財産から生じる収入
(4) 会費
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣に届出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ、収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本財団に、次の役員を置く。
理事 6人以上15人以内
監事 2人
2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
2 理事は、互選により、理事長、専務理事及び常務理事を選任する。
3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届出なければならない。
7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届出なければならない。

(職務)

- 第18条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。
- 2 専務理事は、理事長を補佐し、本財団の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、本財団の業務を処理し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、予め理事長が指名した順位により、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の実事を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに外務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(任期)

- 第19条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

- 第21条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(組織)

- 第22条 理事会は、理事をもって組織する。

(権能)

- 第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定定数)

- 第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したもののみならず。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第31条 本財団に、評議員12人以上24人以内を置く。
- 2 評議員のうち、1人を評議員会会長、2人以内を評議員会副会長とする。
 - 3 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 - 4 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特別の関係にある者の合計数又は評議員の1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
 - 5 評議員には、第19条から第21条(第21条第1項但し書を除く。)までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第32条 評議員会は、評議員をもって組織する。
- 2 評議員会会長及び評議員会副会長は、評議員会において互選する。
 - 3 評議員会会長は、評議員会を招集し、評議員会の議長を務める。
 - 4 評議員会副会長は、評議員会会長を補佐し、評議員会会長に事故あるとき又は評議員会会長が欠けたときは、予め評議員会会長が指名した順位により、その職務を代行する。

(評議員会の職務)

- 第33条 評議員会は、この寄附行為に定める職務を行うほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

(評議員会の種類及び開催)

- 第34条 評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 通常評議員会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 評議員会会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長が必要と認めたとき。
 - (3) 評議員現在数の3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (4) 第18条第5項第4号の規定により、監事から請求があったとき。

(評議員会の招集及び運営)

- 第35条 評議員会会長は、前条第3項第2号から第4号までに該当する場合は、その日から14日以内に臨時評議員会を開催しなければならない。
- 2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記

- 載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 3 評議員会には第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 顧問及び専門委員

(顧問)

- 第36条 本財団に顧問5人以内を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者又は本財団に功勞のあった者の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本財団の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
 - 4 顧問には、第19条第1項、第20条及び第21条（第21条第1項但し書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(専門委員)

- 第37条 本財団に、第4条に掲げる事業に関する技術的、専門的問題を調査、研究をするために、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験等がある者のうちから理事会で選出し、理事長が任命する。
 - 3 専門委員は、調査、研究する事項毎に専門委員会を組織する。
 - 4 専門委員及び専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

- 第38条 本財団の目的に賛同し、会費を納入して本財団の活動を支援する者を賛助会員とする。賛助会員を分けて、法人賛助会員及び個人賛助会員の2種とする。
- 2 法人賛助会費を支払った者を法人賛助会員、個人賛助会費を支払った者を個人賛助会員とする。
 - 3 賛助会員及び賛助会費についての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(拠出金の不返還)

- 第39条 既納の賛助会費及びその他拠出金は返還しない。

第8章 事務局及び書類等の保存

(事務局)

- 第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え付け等)

- 第41条 本財団の主たる事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿等を備えておかなければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員、顧問、専門委員及び職員の名簿並びに履歴書
 - (3) 賛助会員の名簿及び賛助会員の異動に関する書類
 - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) 処務日誌
 - (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項の書類及び帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。
 - (1) 第1号から第6号までのものは永久
 - (2) 第7号及び第8号のものは10年
 - (3) 第9号のものは5年

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第42条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

- 第43条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第44条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 補則

(委任)

- 第45条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 本財団の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 4 本財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 5 本財団の設立当初の評議員は、第31条第3項及び第32条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は第31条第5項において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

附則(平成 5年12月27日外務大臣認可第60号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附則(平成 8年4月17日外務大臣認可第16号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附則(平成13年4月13日外務大臣認可第11号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附則(平成15年4月3日外務大臣認可第22号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附則(平成19年4月11日外務大臣認可第14号)

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

コンプライアンス

JICSのコンプライアンス方針

当財団は、わが国の政府開発援助(ODA)を中心とする、開発途上地域などに対する国際協力事業の適正かつ効率的な実施に協力することにより、一層質の高い国際協力を推進し、それをもって世界経済・社会の発展と友好の増進に寄与することを目的とし、ODA関連事業、具体的には入札をはじめとする調達業務などを実施しています。

これら事業の活動においては、日本国政府、日本国民、被援助国政府、被援助国国民、応札企業、契約企業(納入・施工・コンサルタントなど)、職員などのステークホルダー(利害関係者)が存在します。当該ステークホルダーの利益をいかに確保していくかが当財団の使命ともいえます。

当財団が行う調達業務は、公共調達に相当するもので、透明

性を確保しつつ公正かつ適正に事業を進めることが求められます。このような観点から、コンプライアンスの遵守は組織および事業の基盤そのものであるだけでなく、ステークホルダーの利益の増進につながるものとも捉えられ、最重要課題のひとつと位置付けています。

このコンプライアンス強化のため、JICSのビジョン(巻頭「At a Glance」ページ参照)の具現化を上位目標としつつ、次に示す行動規範に従って公正かつ透明性の高い業務を遂行するための制度づくりや、職員一人ひとりの意識改革や能力の向上を目的とした研修などを実施し、適切な組織運営を行うとともに、業務実施に係るガイドラインなどに則した適正な事業の実施に努めています。

JICSの行動規範

私たちは、ビジョンに基づき、一層質の高い国際協力を推進するため、次の10の原則を規範として行動します。

1 公益法人としての責任ある行動

私たちは、国際協力の担い手としての自覚を持ち、公益法人としての本財団に対する社会の要請に応え、責任ある行動をとります。

2 質の高いサービスの提供

私たちは、国際協力の実施に役立つ質の高いサービスを迅速かつ効果的に提供し、関係者の満足と信頼を獲得するよう努力します。

3 法令等の遵守

私たちは、関係する法令、内部規定、社会規範、国際ルール等を遵守します。また、これらに違反しない場合でも、社会的良識に従って行動し、不適切な行為は行いません。

4 海外現地事情への配慮

私たちは、海外活動に際して、現地の法令を遵守するとともに、伝統、習慣、文化、環境等に十分配慮します。

5 情報の開示

私たちは、事業運営の透明性を高め、事業内容、運営状況等を積極的に開示します。

6 情報の厳重な管理

私たちは、個人情報保護に関する法令およびその他関連規範の遵守、情報セキュリティ対策、守秘義務の徹底等により、個人情報を含め情報全体を厳重に管理します。

7 人権の尊重

私たちは、いかなる場合においても、人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等により、差別を行いません。

8 反社会的勢力等への毅然とした対応

私たちは、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした姿勢で対応します。

9 環境の保全

私たちは、環境問題への取組みを重要な使命と認識し、自主的かつ積極的に環境の保全に努めます。

10 安全で働きがいのある職場環境づくり

私たちは、職場秩序を保持し、役職員がその能力を最大限発揮できるよう、安全で働きがいのある職場環境づくりに努めます。また、本財団は、国内外における役職員の安全確保のために危機管理体制を確立し、常に安全管理に努めます。

コンプライアンスに係る取組み

上記に示す行動規範を実現するために、組織として次に示す規程を制定し体制を構築してきています。

- 「コンプライアンス委員会」を開催するとともに、必要に応じて主要な課題ごとに作業部会を設置し、コンプライアンスを推進
- 業務監査室を設置し、内部監査を実施するとともに、公認会計士および税理士による外部監査を実施
- 契約審査室を設置し、調達手続き(入札・契約事務など)に関わる妥当性の審査を実施

- 法令違反などを未然に防ぐとともに、適切に対処することを目的とした内部通報制度を構築
- 公正な職場の秩序および規律の確保のため、ハラスメント行為の防止および排除のための措置を定め、相談員を組織内に配置し、職員研修を実施
- 外務省が発出する「危険情報」に応じて渡航(出張)の安全性や妥当性の検討・確認、および安全対策措置などを審議する安全対策会、または安全対策ブリーフィングを実施
- 衛生委員会を設置し、職場における職員などの安全と健康を確保し、快適な職場環境を保持する活動を実施

個人情報保護への取組み

当財団では、個人情報保護方針、保護すべき個人情報、個人情報保護のために必要な活動などを明示し、これらに準拠した運用を行うことを目的とした個人情報保護基本規程を制定しています。これらの個人情報保護への取組みに関連して、2011年6月17日付でプライバシーマークを取得しました。

今後も組織全体として個人情報に対する適切な取扱いを続けていくとともに、職員などに対して、個人情報保護に関する一層の意識向上に努めます。



日本国際協力システム 年報2010

2011年9月10日発行

編集・発行 財団法人日本国際協力システム

〒162-0067 東京都新宿区富久町10番5号 新宿EASTビル2、3階

TEL: 03-5369-6960

FAX: 03-5369-6961

URL: <http://www.jics.or.jp/>

編集協力 株式会社ファイブ・シーズ

印刷 欧文印刷株式会社

